

小田原市農業振興計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

本業務の件名は小田原市農業振興計画策定業務（以下「本業務」という。）とする。

(2) 目的

本業務では昨年度行った小田原市農業振興計画基礎調査業務の結果等を踏まえ、本市の農業振興に関する10年先の将来像、方向性、目標、施策等を明らかにした農業振興計画を作成する。

(3) 業務内容

ア 小田原市農業振興計画の作成

イ 小田原市農村振興基本計画（現計画）の把握及び評価

ウ 小田原市農業振興計画基礎調査業務結果、国・県の情勢、関係法令・計画等の把握

エ 農業者の意向調査

オ 小田原市農業振興計画検討委員会の運営

※詳細は別途仕様書に定めるとおりとする。

(4) 履行期間 契約締結日から令和3年（2021年）2月28日まで

2 事業費上限額

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約後に発生した必要経費については当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）の負担とする。

3 実施形式

公募型プロポーザルとする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次を満たす者でなければならない。

(1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。

(2) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(3) プロポーザル方式による業務（以下「該当業務」という。）に係る営業種目において、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。

(4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) プロポーザル審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

(6) 農業分野に係る行政計画の策定実績を有する者であること。

5 参加申込

(1) 提出書類

書 類	部 数
(様式1) 誓約書	1 部
(様式2) 提案参加申込書	
(様式3) 業務実績確認書	
(任意様式) 会社概要	
(任意様式) 企画提案書	7 部
(任意様式) 費用見積書 ※内訳書を添付すること	
提出書類一式を格納したCD、DVD等のメディア	1 部

・書類の押印箇所には、代表者印を押印するものとする。

※応募者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、以下の書類も添付すること。(各1部)

- ①定款及びその他の規約 写し
- ②履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※3か月以内に発行されたものの写し
- ③営業証明書 ※3か月以内に発行されたものの写し
- ④財務諸表(最新決算年度の貸借対照表、損益計算書)
- ⑤印鑑証明書 写し可
- ⑥前年度分の納税証明書(国税及び地方税の未納のない完納証明書) 写し可

(2) 申込の期限

令和元年(2019年)8月22日(木)午後5時までに

(3) 直接持参又は郵送(書留郵便等確実な方法に限る)により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

(4) 企画提案書作成要領

- ア 用紙は、A4判両面使用(A3判は折込)とし、15枚以内とすること。
- イ ページ番号は表紙を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。
- エ 企画提案書は、別途仕様書の内容に準じて作成するものとする。

6 質疑・回答

(1) 質問方法 小田原市経済部農政課まで、電子メールで送信すること。(様式自由)
※電子メールを送信した際、市担当者にもその旨を電話連絡すること。

(2) 質問期限 令和元年(2019年)8月13日(火)午後5時必着

(3) 回 答

ア 回答方法

市ホームページに掲載する。ただし、提案内容に係る事項等、当該質問者の不利益になる場合はこの限りではない。

また、電話、口頭による対応は行わないものとする。

イ 回答予定日

令和元年（2019年）8月14日（水）～8月19日（月）

7 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて審査委員が評価・採点を行い、総合得点の最も高い事業者を最優秀提案者として優先交渉権者に選定するものとする。

また、総合得点が2番目に高い事業者がいた場合には、次点交渉権者に選定する。審査はあらかじめ設定した採点項目に基づいて、客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

担当部署による書類審査及び「小田原市農業振興計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会」によるプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーション審査では、各審査員の評価点数を合計し、総合得点順に事業者の優先交渉順位を決定する。提案者が1者の場合も審査を行い、基準点に満たない場合は失格とするものとする。

(2) 書類審査

応募者が資格条件を満たしているか、提出書類に不備がないかの確認とともに「小田原市農業振興計画策定業務書類審査採点表」を評価項目として書類審査を行い、合計得点が満点の60%に満たない場合は失格とする。

また、応募者が5者以上いる場合は、「小田原市農業振興計画策定業務プロポーザル採点表」のプレゼンテーションを除く評価項目により提案内容の審査を行い、上位4者をプレゼンテーション審査対象者として選定する。

書類審査の結果は、令和元年（2019年）8月28日（水）までに電子メールで通知する。また、書類審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

審査項目		審査の観点	配点
企業能力	企業信頼度	経営規模の妥当性（売上高、創業年数等）	10
	適格性	実施要領の趣旨に沿った提案であるか。	10
	業務実績	業務を遂行する能力や類似業務の実績があるか。	10
	業務経験実績等	管理技術者及び主任技術者の実績、当該業務に関連した資格等があるのか。	10
実施体制	業務の理解度	業務の目的を理解し、提案に反映されているか。	20
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制となっているか。 (監理技術者及び主任技術者の配置・構成)	10
	スケジュール	効率的かつ効果的に業務を推進することが可能なスケジュールとなっているか。	10
見積額		合理的で経済性に優れているか。	20
合 計			100

(3) プレゼンテーション審査

ア 日 時

令和元年(2019年)9月2日(月) ※時間は別途通知する。

イ 場 所

小田原市役所 6階 601 会議室

(控室：小田原市役所 7階 互助会室)

ウ 実施方法

- ・ 1 提案事業者当たり、持ち時間は、プレゼン 20 分、質疑応答 20 分とする。
- ・ パワーポイントによるプレゼンテーションを行う場合は、その旨を企画提案書に記載し、提案書の内容のみを使用した静止画とする。
- ・ プレゼンテーション資料には、企画提案書の記載内容のみを使用するものとし、資料の追加は認めないものとする。
- ・ プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現をしないこと。
- ・ プロジェクター及びスクリーンは、市が用意するが、パソコン及びケーブル等は参加事業者が準備すること。

エ 審査方法

次の審査項目、審査の観点、配点によりプレゼンテーション審査を行う。

小田原市農業振興計画策定業務プロポーザル採点表		
審査項目	審査の観点	配点
事業実績	本業務を遂行するために必要な業務実績を有しているか	5
事業内容	本業務の内容を十分理解し、国・県の情勢、関係法令・計画等の内容を踏まえた提案となっているか。	20
	本業務を遂行するに当たり小田原市農業振興計画基礎調査業務結果を効果的、効率的に活用する提案となっているか。その活用方法が具体的に提案されているか。	20
	実行性のある計画とするための独自の視点や工夫があるか。 (農業者や関係機関、学識経験者等の意見を踏まえる等)	20
	本市の農業の実態を理解した課題設定や項目出し、目標設定等がなされているか。また、農業振興に資する具体的な提案がされているか。	20
業務実施体制	本業務を期間内に確実かつ効果的、効率的に実施できるか。	5
見積額	合理的で経済性に優れているか。	5
プレゼンテーション	企画提案の説明力、業務への意欲、質疑に対する応答、コミュニケーション能力が優れているか。	5
合 計		100

なお、合計得点(審査委員人数×100点)が満点の60%に満たない場合は失格とする。

オ 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加事業者全員に、優先交渉権者名と次点交渉権者

名を電子メールで通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

9 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

優先交渉権者から示された提案書及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

(2) 契約保証金

小田原市契約規則による。

10 スケジュール (予定)

令和元年 8 月 7 日 (水) ～ 公募型プロポーザル公表 (HP 等)、質問受付開始、参加申込受付開始

8 月 13 日 (火) 質問受付締切

8 月 14 日 (水) ～ 8 月 19 日 (月) 質問回答

8 月 22 日 (木) 参加申込受付締切

8 月 23 日 (金) ～ 8 月 28 日 (水) 書類審査結果通知

9 月 2 日 (月) プレゼンテーション実施

9 月上旬 プレゼンテーション審査結果通知発送及び HP 審査結果公開

9 月中 契約締結

11 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- (6) その他、本件プロポーザルに関する条件に違反したとき。

12 その他

- (1) 提案は、1 者につき 1 点のみとする。
- (2) 文字の大きさは、12 ポイント以上 (イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある) とする。
- (3) 提案書に関する事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 採用になった提案について、協議の上、内容及び見積金額を一部変更する場合がある。
- (5) 提案書の作成等に要した費用は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 提出されたすべての資料の所有権は小田原市に帰属し、提出書類は採否の如何に関わらず返却しない。

- (7) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの限りではない。
- (8) 受託者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (9) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。
- (10) 電子メール等の通信事故について、小田原市は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

13 応募及び各手続きの問い合わせ先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300

小田原市経済部農政課農林業振興係 水嶋・白井

電話：0465-33-1495、FAX：0465-33-1286、e-mail：nosei@city.odawara.kanagawa.jp